

300

衛生管理編



340 家畜防疫

341 家畜防疫  
(I)

# 家畜防疫 (I)

## 1. 監視伝染病

### (1) はじめに

21 世紀に入ってもヒトや家畜を問わず様々な感染症が発生している。ヒトに対する感染症は 2002 年に発生した重症急性呼吸器症候群 (SARS)、2012 年に発生した中東呼吸器症候群 (MERS)、そして 2019 年末に初感染者が確認され、その後パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) などが挙げられる。

家畜に対する感染症としては、1986 年に英国で確認された牛海綿状脳症 (BSE) が、2001 年にわが国でも初めて発生が確認された。また、口蹄疫は 2000 年に北海道で発生した時はまん延せず終息したものの、2010 年に宮崎県で発生した時は約 30 万頭の家畜を殺処分する事態となり、5年間で 2,350 億円もの経済損失が発生した (宮崎県の試算)。このほかに高病原性鳥インフルエンザはほぼ毎年発生し、さらに近年では 2018 年に岐阜県で豚熱 (CSF) が発生し、その後 11 県 62 例まで拡大し 18 万頭が殺処分されるに至った (2021 年 3 月 農林水産省消費安全局「豚熱対策」)。

感染症はわが国だけではなく世界レベルの問題となっている。このような状況下で畜産農場において従来にも増して家畜防疫の徹底が求められ、自らが取り組む意識と実行が重要になる (図 1)。

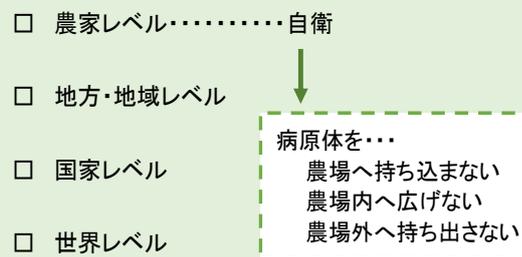


図1 防疫対策の枠組み

### (2) 監視伝染病とは

家畜防疫とは家畜の伝染病の発生や侵入を防ぐことである。家畜の流通は地域を越え、さらに飼料なども広域流通していることから、個人や地域だけで家畜防疫を徹底することは容易ではない。そのためにわが国では、“家畜の伝染性疾患 (寄生虫を含む) の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ること”を目的とする「家畜伝染病予防法」が制定されている。この法律では、防疫の難しさや、発生によって起こる経済的な損失、あるいは人への影響度に基づいて 28 の疾病を「法定伝染病」に、さらに法定伝染病に準ずる 71 の疾病を「届出伝染病 (農水省令)」にそれぞれ指定している (2021 年 7 月現在)。そして、法定伝染病と届出伝染病を合わせて「監視伝染病」と呼び、状況に応じて個別対策を講じている (図 2)。

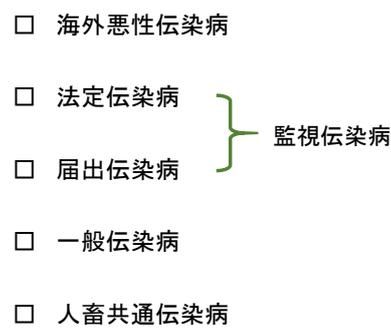


図2 伝染病の分類



### (3) 全国における牛の監視伝染病の発生状況

2016年から2020年にかけて全国で発生した主な牛の監視伝染病の発生状況を表1に示す。

表1 全国における牛の監視伝染病(20疾病)の発生状況

疾病名	発生頭数(頭)					法定	動物由来
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		
口蹄疫						○	○
炭疽						○	○
ブルセラ病						○	○
結核						○	○
ヨーネ病	624	817	831	1,066	809	○	
牛海綿状脳症(BSE)						○	○
アカバネ病	2				1		
悪性カタル熱			1		1		
チュウザン病							
牛ウイルス性下痢(BVD)	406	380	382	359	265		
牛伝染性鼻気管炎(IBR)	648	54	7	44	11		
牛伝染性リンパ腫(牛白血病)	3,125	3,453	3,859	4,113	4,197		
アインウイルス感染症				1			
牛丘疹性口炎	10	8	3	18	24		
牛流行熱				7			
破傷風	76	93	98	92	121		○
気腫疽	3	1	2	1	1		
サルモネラ症(特定の菌)	156	50	294	193	341		○
牛カンピロバクター症	1	3	1	1			○
ネオスポラ症	13	13	11	6	7		

注) 法定:法定伝染病、動物由来:動物由来感染症(人畜共通伝染病)

出典:農林水産省Webサイト「平成28年～令和2年 監視伝染病発生年報」を基に編集し作成  
([https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/kansi\\_densen/kansi\\_densen.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/kansi_densen/kansi_densen.html))

2016～2020年には、法定伝染病扱いとなる疾病の発生はヨーネ病のみで、他に法定伝染病の発生はなかった。ヨーネ病は1969年に家畜伝染病予防法の家畜伝染病に指定され、発生数が増加し続けており、1998年の家畜伝染病予防法の改正に伴い撲滅対象疾病として定期検査(家畜伝染病予防法第5条に基づく5年に1度の定期検査)の対象となった。2008年以降はスクリーニング法を組み合わせた検査法に変更されたが、未だに多くの発生頭数が確認されている状況である。その他の法定伝染病を見てみると、炭疽は2000年、牛海綿状脳症は2009年、口蹄疫とブルセラ病は2010年、結核は2014年以降の発生は確認されていない。

次に動物由来感染症(人畜共通伝染病)だが、牛カンピロバクターの発生は少なく抑えられているが、サルモネラ症(ダブリンなど特定の菌による)や破傷風は毎年一定の発生頭数があり、またここ5年間の推移をみると増加傾向にあるため注意が必要である。

その他の疾病では、牛ウイルス性下痢(BVD)が継続的に発生しており、サルモネラ症や破傷風と同様に注意が必要である。牛伝染性リンパ腫(牛白血病)のうち、牛伝染性リンパ腫ウイルスによって引き起こされる地方病性牛伝染性リンパ腫は、近年、わが国での発生が増加し





生産現場での被害が増加傾向にあるため、清浄化に向けた取組を進めることが重要である。

## 2. 動物由来感染症(人畜共通伝染病)

以前、人畜共通伝染病と呼ばれた感染症は、愛玩動物や野生動物からの感染もあることから、最近では動物由来感染症(Zoonosis:ズーノーシス)と名称を変え、「脊椎動物と人との間で自然な条件下で伝播する微生物による病気または感染症(WTO)」と定義されている。つまり、人と動物の双方が罹患する感染症であり、動物から人に感染して致死を含めた健康被害を起こす場合は特に問題になる。

世界では現在も新たな感染症が次々と発見され、その多くが動物由来感染症である。その中には高い感染力、重症化、治療法やワクチンが無いものもある。また、生物テロに用いられる可能性のある炭疽病、ペスト菌、野兔病菌、ウイルス性出血熱などは、いずれも動物由来感染症である。

これら動物由来感染症は、WHO が確認しているだけでも 200 種類以上あるが、日本は世界のなかでは例外的に動物由来感染症が少ないと言われている。しかし、世界中に多く存在する動物由来感染症がいつ日本に侵入するか分からない。

口蹄疫や BSE などの動物由来感染症が発生すると、患畜だけではなく疑似患畜まで殺処分されるため個々の農場経営には大変な打撃となる。さらに人や動物への直接的な健康被害だけではなく、いわゆる“風評被害”によって周辺地域一帯の農畜産物の出荷・販売に甚大な影響を与える場合もある。

### (1) どのような疾病があるのか？

各病原体によって引き起こされる主な感染症の例を表2に示す。同じ病原体による感染症でも人と牛の両方で重篤症状となる炭疽、牛で重篤となる口蹄疫、人で重篤となる O157 感染症、というように区別することもできる。

表2 病原体種類別の主な疾病

病原体	引き起こされる感染症の例
ウイルス	口蹄疫、狂犬病、日本脳炎、ウエストナイル熱、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、ダニ媒介脳炎、E型肝炎、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、中東呼吸器症候群(MERS)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、Bウイルス病
リケッチア・クラミジア	日本紅班熱、つづが虫病、オウム病
細菌	Q熱、ペスト、サルモネラ症、レプトスピラ症、パスツレラ症、猫ひっかき病、ブルセラ症、カプトサイトファーガ感染症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、カンピロバクター症、炭疽、ライム病、鼠咬症、野兔病、
真菌	皮膚糸状菌症、クリプトコックス症
寄生虫	トキソプラズマ症、回虫症、エキノコックス症、クリプトスポリジウム症、アニサキス症
プリオン	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)

出典：厚生労働省Webサイト「動物由来感染症ハンドブック2021」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000747959.pdf>)



### 3. 家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」

家畜の所有者は家畜伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生

管理基準」を遵守する必要がある。しかし、これは家畜伝染病だけではなく動物由来感染症を含む様々な疾病対策にも繋がる。表3に「飼養衛生管理基準遵守事項」を掲載するので、各々の牧場の防疫体制が適正かどうか確認してみしてほしい。なお、飼養衛生管理基準の詳細は農林水産省ホームページ「飼養衛生管理基準について」を見ていただきたい。

表3 飼養衛生管理基準遵守事項(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)

令和2年10月1日施行  
令和3年10月5日一部変更

<b>I 家畜防疫に関する基本的事項</b>
〔人に関する事項〕
1 家畜の所有者の責務
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底
4 記録の作成及び保管
5 大規模所有者が講ずる措置
6 獣医師等の健康管理指導
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備
〔飼養環境に関する事項〕
8 衛生管理区域の設定
9 放牧制限の準備
10 埋却等の準備
11 愛玩動物の飼育禁止
〔家畜に関する事項〕
12 密飼いの防止
<b>II 衛生管理区域への病原体の侵入防止</b>
〔人に関する事項〕
13 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
〔物品に関する事項〕
17 衛生管理区域に立ち入る車輛の消毒等
18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置
19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
20 飲用水の給与
21 安全な資材の利用
〔家畜に関する事項〕
22 家畜を導入する際の健康観察等
<b>III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止</b>
〔人に関する事項〕
23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等
24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒
〔物品に関する事項〕
25 器具の定期的な清掃又は消毒等
26 畜舎外での病原体による汚染防止
〔野生動物に関する事項〕
27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管
28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
29 ねずみ及び害虫の駆除
〔飼養環境に関する事項〕
30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
31 畜舎等施設の清掃及び消毒
〔家畜に関する事項〕
32 毎日の健康観察
<b>IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止</b>
〔人に関する事項〕
33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
〔物品に関する事項〕
34 衛生管理区域から退出する車輛の消毒
35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等
〔家畜に関する事項〕
36 家畜の出荷又は移動時の健康観察
37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

出典：農林水産省Webサイト「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き(牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合)」目次  
([https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/attach/pdf/index-102.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-102.pdf))